

●Q&A

Q 1 猫はどうして捕獲できないの？

猫は、犬と同様、「動物の愛護及び管理に関する法律」第 44 条の 3 に、愛護動物として規定されております。また、犬の場合は、狂犬病予防法、県動物の保護および管理に関する条例等で、捕獲に関する規定がありますが、猫については、捕獲に関する規定はありません。

Q 2 猫は放し飼いしてもいいの？

犬の場合は、県動物の保護および管理に関する条例で、放し飼いしてはいけないという規定がありますが、猫については、このような規定はありません。

Q 3 保護した猫は引き取ってもらえるの？

猫は、屋内飼養や登録・放し飼いしてはいけない等の法規制がないことから、自活できる程度に成長した猫が他人の庭先や住居内へ侵入しているからといって、飼い主のいない猫とは判断できない場合が多くあります。県は、所有者のもとに返還することを目的として保護された猫について、拾得者から保護した経緯を十分聞き取り、引き取りを行っていますが、故意または悪意に基づいて捕獲された猫については引き取りしていません。

Q 4 県で不妊・去勢手術に関する助成制度はあるか？

ありません。

Q 5 エサやりをやめさせれば解決するのは？

解決は困難でしょう。単純にエサやりをやめさせても、感情的な対立となり、隠れてエサをやるようになるだけで、対立はますます深まるだけです。猫はエサを求めてゴミ箱を荒らしたり、家の中に侵入したりして、被害を拡大していくおそれがあります。エサをやっている人と、エサやり行為に反対している人とのお互いの立場を尊重して信頼関係を築いていくことが解決の早道です。

Q6 どうしても猫に立ち入ってほしくないようにするには、どのような方法がありますか？

次のような方法が考えられます。人にも危険でなく、猫にも負担がかからない方法を試してみるといいでしょう。

ナフタリン	ナフタリンを吊したり、埋めたりする。
たばこの吸い殻の浸し液	たばこの吸い殻を水に浸した液を散布する。
コーヒー滓	コーヒー滓を散布する。
どくだみ茶等の茶殻	どくだみ茶等の茶殻を散布する。
ニンニク	ニンニクを細かく切ってまく。
とうがらし	とうがらしを細かく切ってまく。
食用酢	散布するか空き缶に入れて通路に置く。
米のとぎ汁	とぎ始めの濃い汁を散布する。
木酢酢	散布するか空き缶に入れて通路に置く。
みかん等の皮	みかん等の皮をそのまま、まく。
カレー粉等の香辛料	カレー粉等の香辛料をそのまま、まく。
クレオソート製剤	水に浸して、散布するか空き缶に入れて通路に置く。
ホルモン剤の散布	縄張り本能を利用したフェイシャルホルモンで、寄せたくない場所に塗布する。
ハーブ類を植える	レモングラスやルー等のハーブ類を植える。
ゼラニウム	ゼラニウムの鉢植えを置く。
市販の忌避剤	ペットショップや量販店等で販売している忌避剤を用いる。
水をまく	水をたっぷりまく。
枯れ枝	枯れ枝を一面に敷く。
ガムテープ	粘着面を外側に輪をつくり、猫の通り道に置く。
割り箸	猫の通り道や花壇に立てて置く。
荷造り用のひも	へびに見えるように蛇行させて、通り道に置く。
センサー超音波	猫が通るとセンサーにより、超音波を発生する装置が市販されている。